

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 20日

高知県知事 濱田 省司 殿



提出者

住 所 高知市北竹島町490

氏 名 土佐新高建設株式会社

代表取締役 祇園 和男

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 088-832-3931

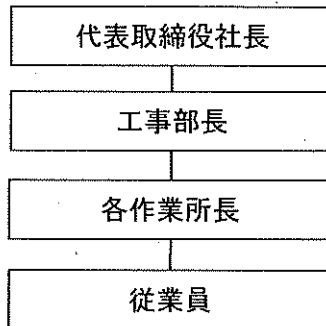
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高知県内の各現場（高知市以外）
事業場の所在地	高知県内一円（高知市以外）
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業（舗装・土木）
②事業の規模	令和5年度の売上高 664百万円
③従業員数	37名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事で発生したがれき類は、収集運搬業者及び再生処理業者（破碎）に委託し、再生砕石または再生合材として再資源化されます。

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	1253.48 t	0.54 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属
	排出量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・従業員を対象に、産業廃棄物の適正な契約・処分について教育を行っています。 ・工事の計画において、廃棄物の発生量の少ない工法を選定しております。 ・機材・資材は大切に扱い、長期間使用することで廃棄物の発生量を削減します。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排出量	2,000 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・これまでの廃棄物発生量の削減の取組を継続します。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類が主たる排出物となり、土砂が混入しないように分別しております。その他の産業廃棄物が発生した場合も、少量であっても分別して適正に処分しております。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・舗装工事から発生するがれき類が主な産業廃棄物となり、これまで通り適切に分別していきます。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	(これまでに実施した取組)				
	・実績なし				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)				
	・特になし				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)				
	・特になし				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・実績なし				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属
	全 処 理 委 託 量	1253.48 t	0.54 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1253.48 t	0.54 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・工事の場所ごとに再資源化施設を選定し、処分場を確認したうえで委託契約を締結し、運搬には収集運搬会社と運搬の契約を交わし、運搬車両1台毎にマニフェスト伝票を交付して適正に産業廃棄物の処分を行っております。 ・委託契約書・マニフェスト伝票は会社にて5年間保管しています。				

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類			
	全 処 理 委 託 量	2,000 t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,000 t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
	・これまで通り、適正な契約と処分で再資源化します。				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。